

第11回

# 藤井もとゆきの 国政メモワール

前参議院議員／薬学博士 藤井 基之



## 【Drug-フリー社会(薬物乱用の無い社会)を】 ○覚醒剤から大麻へ

我が国において薬物乱用が社会問題化したのは第二次世界大戦後のことです。乱用の対象薬物は時代とともに多様化し、戦後約80年を経た今日でも依然として社会問題となっています。我が国の薬物乱用の経緯を、薬物事犯検挙人員の推移(図1～図3)で示します。

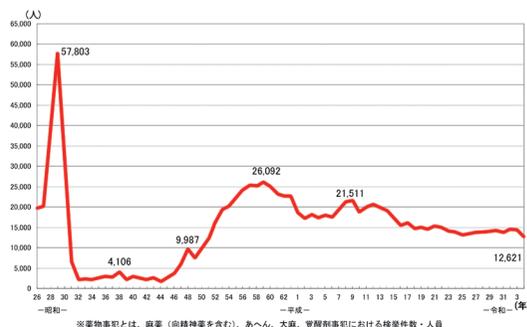
覚醒剤乱用については、図2に示す通り、5万5千人強の検挙人員(昭和29年)を数えた第1次乱用期を皮切りに、50年代の第2次乱用期、平成初・中期の第3次乱用期を形作るなど、覚醒剤は長い間、乱用薬物検挙人員首位の座に君臨していました。

しかし、各種覚醒剤対策が徐々に結果を生み、令和の時代に入り検挙人員数が減少した覚醒剤、及び規制強化で平成25年頃以降乱用が減少した危険ドラッグの2薬物に取って代わるように近年増加を示しているのが大麻製品の乱用です。

2017年に実施された「薬物使用に関する全国住民調査(厚生労働省)」によると、我が国の全国15歳以上64歳以下の生涯経験率(これまでに1回でも薬物を経験したことがある者の率)は、次の通りでした。

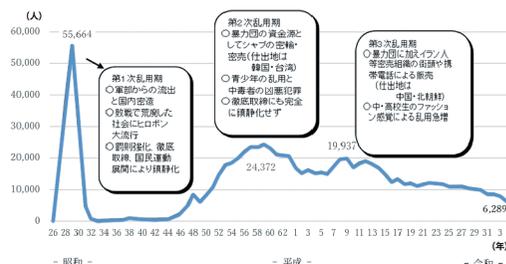
「大麻1.4%、有機溶剤(シンナー等)1.1%、覚醒剤0.5%、コカイン0.3%、危険ドラッグ0.2%」

大麻事犯の検挙人員は急増を示します(図3)。



出典：厚生労働省ホームページ「麻薬・覚醒剤の概況」より

図1 薬物事犯における検挙人数の推移 (昭和26年～令和4年)



出典：厚生労働省ホームページ「麻薬・覚醒剤の概況」より

図2 覚醒剤事犯における検挙人数の推移 (昭和26年～令和4年)



出典：厚生労働省ホームページ「麻薬・覚醒剤の概況」より

図3 大麻事犯における検挙人数の推移 (昭和26年～令和4年)

国連の発表数字（2022年）によりますと大麻使用者数は219百万人、薬物使用者総数296百万人の約3/4（74%）を占めます。そして、世界最多の押収量を記録する薬物は大麻。「大麻草」は約5千トン、「大麻樹脂」は1千トンを超えます。その世界の流れが、元々大麻乱用など存在しなかった日本にも上陸した感があります。

大麻草及び大麻樹脂が乱用大麻の代表ですが、大麻成分を抽出濃縮した大麻リキッド、大麻クッキー等の加工品も存在します。大麻草は一年性アサ科の植物。生命力の強い植物で我が国でも自生していますし、世界各地で栽培されるとともに室内生産も行われています。

図4に示す通り、近年急激な増加傾向を示している大麻事犯が、戦後約70年我が国の最悪薬物犯罪であった覚醒剤事犯を、令和5年、検挙人員数で逆転しました。歴史的転換期の到来といえます。

政府の第六次薬物乱用対策推進会議は「今

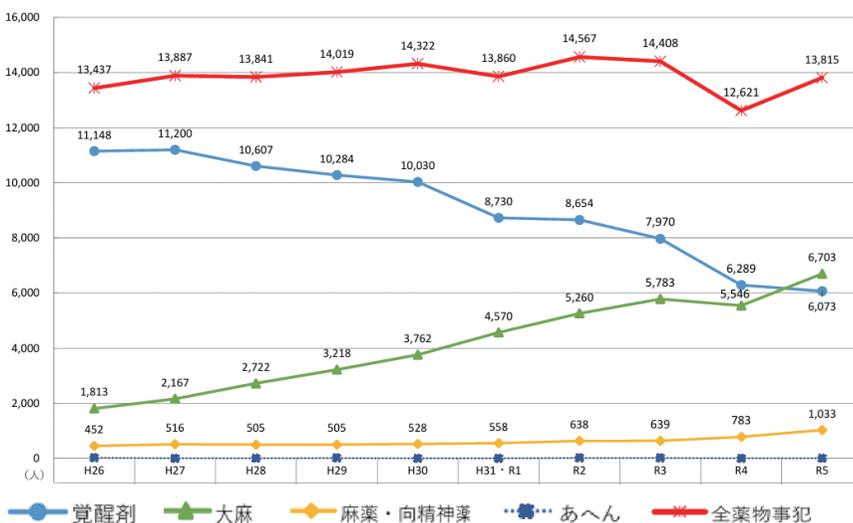
まさに大麻乱用期の渦中。大麻に特化した施策が急務」とし、戦略策定上の重要項目として「大麻乱用期への総合的な対策強化」を掲げます（令和5年8月「第六次薬物乱用防止五か年戦略」）。

### ○大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律

昭和23年の法施行後約80年間、大きな法改正がなされることのなかった「大麻取締法」にメスが入りました。コロナ禍等のためか、その立法化が遅れた感のあった「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部改正する法律案」は、令和5年10月24日閣議決定され国会審議に。そして同年12月6日可決・成立、同月13日に公布されました。

法改正の趣旨は、大麻等の医療や産業における適正な利用を図るとともに、その乱用による保健衛生上の危害の発生を防止すること。具体的には次の3項目です。

- 薬物事犯全体の検挙人員は、前年より増加
- 大麻事犯の検挙人員は、過去最多を更新し、初めて覚醒剤の検挙人員を上回った
- 麻薬事犯の検挙人員は、過去10年で最多



出典：厚生労働省ホームページ、第六次薬物乱用対策推進会議フォローアップ（令和6.7.23）資料より

図4 薬物事犯検挙人員推移

- ①大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備
- ②大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備
- ③大麻草の栽培に関する規定の整備

そして「大麻取締法」の題名は「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改められ、長い間慣れ親しんだ「大麻取締法」の名は過去のものとなってしまいました。

本誌掲載「藤井もとゆきの国政メモワール 第4回」(Vol.45 No.10 (2023))に記述した通り、危険ドラッグのケースも明らかなように、法制に使用罪が導入された直後からその乱用は減少に転じました。若者を中心に乱用拡大の続く大麻についても、その抑制効果が

期待されます。

世界では多くの国で大麻の医療用医薬品への道がひらけていますが、一部の国では、その対象者を成人に限定し、またその量、その使用場所等を制限したうえで、嗜好目的での使用を認める動きも出てきています。

薬物乱用に対し潔癖感の強い日本国の今後の動向に対し世界の薬物対策関係者は注目しています。改正法のうち関係部分の施行は本年2024年12月です。

Drug-フリー社会の構築を政策目標とし、国政に参画させていただいた者として、大麻等の薬物乱用が鎮静化することを強く期待します。

## 「2024年改訂版 保険調剤のてびき」の有償頒布について

東京都薬剤師会では、①医療保険制度の正確な理解 ②適正な調剤報酬の算定とその請求 ③保険調剤及び保険薬局に係る法制度の的確な遵守を目的に「保険調剤のてびき」を発行しております。

今般、令和6年度調剤報酬改定を受けて『2024年改訂版』を発行いたしました。購入をご希望の直扱会員は都薬ホームページからお申し込みください。一週間程(宅急便事情による)で、「代金引換便」にてお手元にお届けいたします。

地区薬剤師会に所属されている会員は、所属の地区薬剤師会事務局にお申し込みください。



【規格】 B5判 2色刷り 1セット (2冊)  
本文 約1,200ページ

【定価】 19,800円 (税込み・送料別)

\* 都薬会員価格6,600円 (税込み・送料別)

【問合先】 東京都薬剤師会 医療保険課

TEL03-3294-0271 FAX03-3294-7359

E-メール hoken@toyaku.or.jp